

## ふるさとドクターネット広島ホームページ再構築業務委託契約書

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構を甲とし、を乙として、  
甲と乙は、次のとおり委託契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、ふるさとドクターネット広島ホームページ再構築業務を乙に委託し、乙はこれを受託した。

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託料)

第5条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、  
金 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、乙に支払うものとする。

2 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

(再委託などの禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(報告書等の提出)

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に委託業務実施報告書（様式第1号）を、甲に提出する。

2 甲は、前項の規定により、報告書の提出を受けたときは、速やかに委託事業の成果がこの契約の内容に適合するものであるかを審査するものとする。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、前条の報告書を甲に提出したときは、速やかに委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。甲が支払期日までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、第3条に定める委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責に帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第5条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、同法第49条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合であつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事業所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを  
知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相  
手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除  
を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等からの不当介入を受けた場合は、その旨を直ち  
に甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じ  
なければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告する  
とともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、自己の責に帰すべき理由により第3条の委託期間内に委託業務を完了しな  
い場合は、遅延日数に応じ、甲が業務の未履行分に相当する委託料として定める額につき  
年14.5パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法  
（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセ  
ントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場  
合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの  
割合を加算した割合とする。）の割合で算定した額を損害賠償金として甲に支払うものと  
する。

(天災などによる履行不能)

第14条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難になったとき  
は、速やかにその旨を申し出るものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱  
特記事項」を守らなければならない。

2 乙は、業務を行うため個人情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキ  
ュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(実地調査など)

第17条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの  
報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(損害の負担)

第18条 乙が、委託事業の実施に関して、自己の責めにより甲又は第三者に損害をあたえた  
場合は、乙が、その損害を負担する。

(著作権)

第 19 条 乙が、委託業務の実施により取得した著作権は、甲に帰属する。

(資料の貸与など)

第 20 条 乙は、委託業務の実施に当たり、必要に応じ甲と協議・調整を行うこと。

2 甲は、甲の所有する資料等を委託業務に必要な範囲内で乙に貸与することができる。乙は貸与された資料等を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第 21 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 13 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(疑義の解決)

第 22 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合は又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島市南区皆実町一丁目 6-29  
公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
代表者 会長 松浦 雄一郎

乙

(様式第1号)

令和 年 月 日

(公財) 広島県地域保健医療推進機構 会長 様

氏 名

住 所

## 委 託 業 務 実 施 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約したふるさとドクターネット広島ホームページ再構築業務について、次のとおり実施したので、同委託契約書第7条の規定により、その実績を報告します。

- 1 業務実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 実 施 内 容 別紙報告書のとおり

(様式第2号)

令和 年 月 日

(公財) 広島県地域保健医療推進機構 会長 様

氏名  
住所  
登録番号

### 委 託 料 請 求 書

ふるさとドクターネット広島ホームページ再構築業務委託料として、次のとおり請求します。

請求金額 金 円 (税込)

取引年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
内 容	ふるさとドクターネット広島ホームページ再構築委託料	
対象金額	消費税率	うち消費税等相当額
円		円

#### 【振込先】

取引銀行・本支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

## 別 記

### 個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (発注者の責任)

第2条 発注者が受注者へ取扱いを委託する個人情報は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン等の規範に則って、適法に取得したものでなければならない。

#### (守秘義務)

第3条 受注者は、業務を遂行するにあたり、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守し、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。特に個人データの取扱いについては、最大限の注意を払い、委託した業務の目的以外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を秘密事項として保持し、事前に書面による発注者の承諾を得ることなく、第三者に開示、提供または委託してはならない。

3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報について、前2項を業務に関与する従業員（契約社員、派遣社員、パート・アルバイト社員を含む）に遵守させるために、秘密保持契約を締結するなど、必要な措置を講じるものとする。

#### (収集の制限)

第4条 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (安全管理の措置)

第5条 受注者は、業務において個人情報取扱責任者を定め、受注者及び受注者の従業員に対して、業務に関して知り得た個人情報が滅失、漏えい、き損しないよう、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、発注者が指示した管理事項を遵守しなければならない。

2 受注者の管理体制が不十分であると発注者が判断した場合は、発注者は受注者に対して是正を求めることができる。

#### (特定個人情報の適正管理に係る届出)

第6条 受注者は、業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合には、第5条の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(委託契約範囲外の複写・複製の禁止)

第8条 受注者は、業務において発注者から提供を受けた個人情報記録された媒体（紙媒体、磁気媒体、電子メールを含む）その他一切の資料等を、発注者の承諾もしくは指示のある場合を除き、これを複写、複製、改変する等の行為を行わないものとする。ただし、磁気媒体記録のバックアップ等、安全管理上必要最低限の複製についてはこの限りではない。

(委託契約範囲外の利用・加工の禁止)

第9条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を厳重に管理するものとし、発注者の承諾もしくは指示のある場合を除き、契約範囲外の利用及び加工を行わないものとする。

(資料等の返還等)

第10条 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(業務の再委託)

第11条 受注者は発注者の事前の書面による承諾なしに、個人データの取扱いを含む業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託等」という。）場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

3 受注者は、発注者の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

4 受注者は、再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従業者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(取扱状況の報告及び調査)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。この際、受注者は発注者の調査に協力する義務を負うものとする。

(事故発生時における報告等)

第13条 受注者は、受注者の管理下において個人データの漏えい、滅失、き損等の事故が

生じる等、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約内容が遵守されなかった場合の措置)

第14条 受注者がこの契約に違反した場合、発注者はこの契約の全部又は一部を事前の催告無く解除することができる。

(損害賠償)

第15条 受注者の責に帰すべき事由による個人情報の取扱いにより、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

## 別記

### 情報セキュリティに関する特記事項

#### (総則)

第1 この特記事項は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとし、受注者はこの契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

#### (基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (機密の保持等)

第3 機密の保持等については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- 2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複製若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

#### (従事者への教育)

第4 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

#### (再委託等に当たっての留意事項)

第5 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項を遵守させなければならない。

#### (再委託等に係る連帯責任)

第6 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

#### (資料等の返還等)

第7 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (再委託等の相手方からの回収)

第8 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託等の相手方に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

#### (報告等)

第9 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

（立ち入り検査）

第10 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認）を行うことができる。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第11 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第12 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除）

第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第14 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

## 受託者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受託者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。

- 1 発注者の窓口連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に発注者に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密保持を保持したノートPCを保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。

(書類含む情報の持ち出しについて)

第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック(端末ロック等)を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能(遠隔ロック等)を設定すること。
- 3 ネットストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

### 【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ(地図サービス)へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有)に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク(オンラインブックマーク)に登録

## 電子データの保存等に関する届出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

年 月 日付け「 業務委託契約」に係る業務について、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先を次のとおり届け出ます。

1 電子データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク	
2 電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例 米国、システム管理に関するログ情報を保管	<input type="checkbox"/> 日本国内のみ <input type="checkbox"/> 日本国外 (全部又は一部) (国名)  (日本国外に保存する電子データの概要)
3 クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無 ※ 利用契約先が複数ある場合には、すべて記載してください。	<input type="checkbox"/> 有 (利用契約先の情報) ア サービス名称  イ 利用契約先の名称  ウ 電子データの物理的保存先に係る情報等  <input type="checkbox"/> 無
4 再委託等の有無 ※ 本契約に係る業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください (二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。)	<input type="checkbox"/> 有 (再委託先等の名称)  (再委託先等に委託する具体的な業務内容)  <input type="checkbox"/> 無

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

**【注記事項】**

- 1 電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存方法について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。